

仕 様 書

1 基本方針

汚濁防止膜設置、管理、撤去工事および土砂投入管理業務は、有明海の状況を熟知しており、近年法令等に違反していない業者であること。また、本工事は、関係法令に従い工事を行わなければならない。

2 設置個所

別図参照

3 汚濁防止膜

汚濁防止膜は、浚渫土砂を利用した漁場造成期間中（7月20日～8月20日）十分耐えうる構造規格でなければならない。

| | |
|---------------------|--------------|
| フロート径 | 400mm |
| フロート形式 | 連続 |
| カーテン生地（引張強さkgf/3cm） | #500 |
| ウエイト（チェーン質量kg/m） | 5～10 |
| サイズ | 20m×6m×15スパン |

4 投入管理業務

投入区域の明示、投入船指示連絡、深浅測量、他管理業務。

5 工 程

本工事が定められた工期に完了するよう工程を組まなければならない。

6 工程写真

本工事の工程を撮影し、完了時は有明海漁連へ6部提出しなければならない。

7 協議事項

本事業に疑義が生じた場合は、請負業社と有明海漁連との協議の上決定する。

令和5年度 汚濁防止膜設置場所及び土砂投入造成場所

